

江津湖花火大会 2025 東地区等警備業務委託仕様書

- 1 業 務 名：江津湖花火大会 2025 東地区等警備業務委託
- 2 警備業務実施場所：江津湖花火大会会場周辺
(事務局が指定する 2・3・4 ブロック)
- 3 契 約 期 間：契約日から令和 7 年（2025 年）8 月 31 日（日）まで
- 4 配置人数・配置時間

従事日	名称	資格	配置場所	人数	時間	合計	勤務時間
8/28（木）	警備員		会場封鎖警備 E1(2 名)	2	12	24	8：00～20：00
8/29（金）			会場封鎖警備 E1(2 名)	2	12	24	8：00～20：00
8/29（金） ～ 8/30（土）			会場封鎖警備 E2(2 名)	2	29	58	8/29 8：00 ～ 8/30 13：00
8/29（金） ～ 8/30（土）			会場封鎖警備 E5(1 名)	1	26	26	8/29 19：00 ～ 8/30 21：00
8/30（土）	警備員		会場封鎖警備 E1(2 名) E3(4 名) E4(2 名) E6(1 名) E7(1 名)	10	9	90	8：00～17：00
			会場封鎖警備 E8(1 名)	1	9	9	9：00～18：00
	警備本部 連絡責任者	指導教育 責任者 2 号(交・雑)	大会警備本部 (1 名)(広木公園内)	1	6	6	17：00～23：00
	警備責任者	雑踏警備 1 級	各ブロック警備	1	6	6	17：00～23：00
	警備員	交通誘導 2 級		3	6	18	17：00～23：00
		雑踏 2 級		3	6	18	17：00～23：00
		75		6	450	17：00～23：00	
総 合 計				101		729	

- 5 警備業務実施日：令和 7 年（2025 年）8 月 28 日（木）～8 月 30 日（土）
※荒天により延期の場合、翌 8 月 31 日（日）

6 花火大会概要

- (1) 主 催：江津湖花火大会実行委員会
- (2) 日 時：令和 7 年（2025 年）8 月 30 日（土）
※荒天により延期の場合、翌 8 月 31 日（日）

- (3) 交通規制：18：00～23：00（一部 17：30 及び 19：15 開始）
- (4) 打上場所：水前寺江津湖公園広木地区
- (5) 打上発数：約 10,000 発程度
- (6) 総観客数：約 15 万人を想定
- (7) 大会開催の最終決定

開催・順延・中止の最終態度決定は、8 月 30 日（土）大会当日の午後 3 時に主催者が決定する。荒天により翌日に順延された場合も同様とする。

また、態度決定時間前後において、開催不可と判断される事由が発生した場合は、その時点で決定する。

なお、大会の順延・中止については、公式ホームページにて速やかに公表する。

7 警 備 業 務 の 目 的

花火大会会場である水前寺江津湖公園（広木地区）及びその周辺等の交通誘導及び雑踏警備等を行うことにより、事故を未然に防止し、観客の安全を確保する。

8 警 備 業 務 の 内 容

- (1) 花火観覧者の事故防止及び安全確保
- (2) 打上会場周辺への観覧者の進入禁止と排除
- (3) 急病人およびけが人の応急処置と救急搬送の補助
- (4) 緊急時および救急搬送時の道路・通路の確保
- (5) 事故発生時の緊急対応及び緊急連絡先への連絡
- (6) 会場周辺における車両と歩行者の接触防止
- (7) 交通の整理・誘導・監視による事故の未然防止および円滑な交通動線の確保
- (8) 事前の会議、検討の場には、必ず参加すること。（代表者の参加）

9 警 備 業 務 実 施 事 項

(1) 警備員の配置

① 警備実施時間および人員

警備実施計画書にもとづき必要な人員を配置する。

※ただし、事故等非常時及び混雑状況等により、人員増員及び実施時間が延長となる場合がある。

② 警備員の資格等

ア 警備業法上の警備員教育を受講した警備員で構成すること。

イ 交通誘導及び雑踏警備業務に従事する正式な常用雇用者を 101 名以上有すること。

ウ 上記のうち、警備員指導教育責任者資格者証 2 号の交付を受けている正式な常用雇用者を 1 名以上、雑踏警備 1 級以上の資格者を 1 名以上、交通誘導警備 2 級以上の資格者を 3 名以上、雑踏警備 2 級以上の資格者を 3 名以上、それぞれ配置できること。

③ 警備員の服装

受託者が定める制服とする。

④ 装備資機材

ア 無線機

警備責任者と個々の警備員との連絡伝達体制を十分に確保するために必要な性能を有する機種とし、必要台数用意すること。

イ その他誘導灯、警笛等

業務に必要な警備資機材を用意すること。

(2) 警備本部連絡責任者の任務

警備本部連絡責任者は、警備実施計画書の内容に習熟し、主催者側職員並びに警察、消防と協力して、主として次の業務を行う。

- ① 主催者等関係機関と警備責任者及び各警備員との連絡調整に関すること。
- ② 主催者及び警備責任者への助言・補助。
- ③ 警備本部における主催者及び警察、消防等関係機関との協力体制の整備に関すること。
- ④ 警備業務に必要な本部での情報の収集に関すること。

(3) 警備責任者の任務

警備責任者は、警備実施計画書の内容に習熟し、警備員による警備業務の総括として、主として次の業務を行う。

- ① 警備員の配置及び指揮に関すること。
- ② 警備業務に必要な現場での情報の収集、管理及び提供に関すること。
- ③ その他警備全般の警備管理業務に関すること。

(4) 警備員の任務

警備員は、警備実施計画書の内容に習熟し、警備責任者の指揮監督を受け、主催者側職員並びに警察、消防の協力関係のもとに、主として次の業務を行う。

- ① 雑踏の整理誘導、監視による各種事故の未然防止
- ② 交通の整理、誘導及び案内
- ③ 危険行為、不正行為等各種事件の防止
- ④ 迷子、急病人等の一時処置
- ⑤ 警備本部との連絡、報告調整
- ⑥ その他参集する観客の安全確保のために必要な業務

10 業務に要する経費の負担区分

この仕様書にもとづく警備業務を行うにあたり必要な警備員の装備資機材、通信費、交通費等の諸経費は、受託者の負担とする。

11 保険の加入に関すること

- (1) 労働災害保険に加入し、労働安全衛生に関する法令を遵守すること。
- (2) 賠償責任保険に加入し、対人賠償、対物賠償併せて1事故10億円以上の損害賠償能力を有すること。

12 留意事項

- (1) 警備業務実施上、疑義または本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、江津湖花火大会実行委員会と受託者が協議して取り決めるものとする。
- (2) 業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
すること。